

(参考資料)

## 古賀市地域公共交通会議要綱の一部を改正する告示案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 古賀市の実情に即した乗合旅客運送の態様_____等に関する事 _____等に関する事。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p><u>(運賃協議分科会)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 交通会議は、地域の実情に応じた適切な運賃、</u> <u>料金等に関する事項を処理するため、運賃協議分科会を置</u> <u>くことができる。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p><u>(1) 古賀市長又はその指名する者</u></p> <p><u>(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗用・乗合旅客自動</u> <u>車運送事業者の構成員</u></p> <p><u>(3) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(4) 古賀市内に住所を有する者</u></p> <p>3 前項に掲げる者のほか、他の自治体への乗り入れ等に伴</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 古賀市の実情に即した乗合旅客運送の態様、<u>運賃及び</u> <u>料金等</u>に関する事。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

う運賃を協議する場合、関連する自治体の職員を運賃協議分科会の委員とすることができる。

4 運賃協議分科会に分科会長を置く。

5 運賃協議分科会の会議については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

6 運賃協議分科会は、会議において協議が調ったときは、その結果を交通会議において報告するものとする。

(作業部会)

第5条の3 略

(書面による決議)

第5条の4 略

(作業部会)

第5条の2 略

(書面による決議)

第5条の3 略